

情報モニター募集

新潟県では、県立都市公園を利用する皆さんの意見を、公園の利活用及び管理運営に取り入れるため、新潟県立都市公園の情報モニターを募集します。

モニターから寄せられた御意見は、公園の指定管理者への指導や管理・運営の改善及び評価に生かされます。

1. モニターを募集する都市公園

公園名	地区・地域名等
紫雲寺記念公園	(オートキャンプ場、温水プール、体育施設を含む)
鳥屋野潟公園	女池地区
	鐘木地区
	スポーツ公園地区(デンカビッグスワンススタジアム、HARD OFF ECOスタジアム新潟を含む)
県立植物園	(観賞温室及び園地を含む)
聖籠緑地(聖籠町)	-
島見緑地(新潟市)	-
奥只見レクリエーション都市公園(魚沼市)	小出地域(響の森公園)、須原地域、大湯地域、浅草岳地域、道光・根小屋地域(花と緑と雪の里)
奥只見レクリエーション都市公園(南魚沼市)	浦佐地域(八色の森公園)
大潟水と森公園	-

2. 募集人数 各公園(地区・地域)毎に数人程度

3. モニターの期間及び活動費について

- 依頼の日から令和5年度末(2024年3月31日)までとします。
なお、次年度以降についても更新をお願いする場合があります。
- 日当、交通費、通信費等の活動費については支給しません。

4. モニターの業務内容

- 担当する公園において、日頃、公園を利用する中で気付いたことを年4回程度報告をしていただきます。
- 担当する公園の管理・運営状況について、県が指定する公園モニター評価報告シートで評価をしていただきます。

5. 応募資格

県内に在住する年齢20歳以上(令和5年4月1日時点)の方で、年間を通じて県立都市公園を利用し、都市公園の利用や管理に関心のある個人または地域の代表者(町内会、自治会、NPO団体など)。ただし、次に掲げる者は除きます。

- 国会議員 (2)新潟県議会議員 (3)常勤の新潟県職員
- 県立都市公園の指定管理者の役員及び従事者等、並びにそれらの者と利害関係のある者

6. 応募方法

- 下記の書類を持参されるか、郵送又は電子メールにより提出してください。
・新潟県都市公園情報モニター応募申込書(公園管理事務所または県ホームページでも入手できます。)
※持参の場合、受付は午前9時~午後5時まで。土、日、祝日は閉庁日のため受付できません。
- 募集期間:令和5年2月27日(月)~5月8日(月) 午後5時まで
※予定者数に達した場合は、募集を終了する場合があります。

7. 選考方法 応募申込書により審査の上、決定します。

8. その他 詳細については、公募要領(公園管理事務所または県ホームページでも入手できます。)を参照してください。

9. 応募及び問合せ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局都市整備課 都市公園班(県庁行政庁舎6階)
電話:025-280-5345 電子メール:ngt160050@pref.niigata.lg.jp

